

1 病気、介護による月10万円の慰謝料の延長、増額	<p>和解事例No1087 原町区(旧緊急時避難準備区域)から避難した高齢者の母は、避難中に脳梗塞を発症し、その後寝たきりとなり介護施設に入所し、平成26年9月に死亡した。母及び母の付添い等を継続した長男のいずれにも避難継続の合理性を認めた。</p> <p>母については、病状等を考慮して死亡するまでの避難慰謝料を月10割増額して認めた。長男については、避難による家族別離を考慮して平成26年11月までの避難慰謝料を月3割増額して認めた。</p> <p>解説 直接請求の場合、旧緊急時避難準備区域の方に対する月10万円の慰謝料(避難慰謝料)の賠償対象期間は、平成24年8月31日までです。しかし、和解仲介手続では「避難継続の合理性」があると、これ以降の期間の慰謝料が賠償される可能性があります。</p> <p>この事例では、母が避難中に寝たきりになり、介護施設に入所したことなどから、避難継続の合理性が認められています。</p>								
2 子供の就学による月10万円の慰謝料の延長、家族別離による増額	<p>和解事例No1121 原町区(旧緊急時避難準備区域)から母子は県外へ避難し、父は事故前の居住地にとどまつた。原発事故により家族分離を余儀なくされたこと、子が避難先の高校に入学した等の事情を考慮して、母子につき、子が高校を卒業する平成27年3月までの避難継続の合理性を認めた。</p> <p>母及び子にそれぞれに平成27年3月までの避難慰謝料の延長、母について避難慰謝料の増額を認めた。</p> <p>解説 避難継続の合理性がある場合に、避難慰謝料の延長の可能性があります(1参照)。この事例では、子供が避難先で高校に進学したことなどから、避難継続の合理性が認められています。加えて、家族が離れ離れになったことから、慰謝料が増額されました。</p> <p>避難先の家賃など避難費用の賠償が延長される可能性もあります(No1310、1395等)。</p>								
3 避難等で仕事を辞め、給与等が下がった分(就労不能損害)の賠償期間の延長	<p>和解事例No1321 小高区(旧避難指示解除準備区域)から避難し、避難先の再就職先を平成27年12月に退職した申立人について、平成27年3月分から平成28年7月分までは原発事故の影響を10割、平成28年8月分から同年12月分までは5割として賠償された。</p> <p>再就職先の退職後、病気に罹患したことにより就職活動が困難になったが、従前の勤務先であれば、親族経営であったこと等から勤務に大きな支障はなかったこと等が考慮された。</p> <p>解説 直接請求の就労不能損害賠償の期間</p> <table border="1" data-bbox="873 1268 1445 1448"> <tr> <th>住居／勤務先</th><th>終期</th></tr> <tr> <td>旧避難指示区域</td><td>平成27年2月28日</td></tr> <tr> <td>旧緊急時避難準備区域</td><td>平成24年12月31日</td></tr> <tr> <td>市内の30km圏外</td><td>平成24年5月31日</td></tr> </table> <p>この事例では、旧避難指示区域の方について、平成27年3月以降の賠償が認められています。新たに勤務ができず、勤務が継続できないという事情があると賠償の可能性があります。</p>	住居／勤務先	終期	旧避難指示区域	平成27年2月28日	旧緊急時避難準備区域	平成24年12月31日	市内の30km圏外	平成24年5月31日
住居／勤務先	終期								
旧避難指示区域	平成27年2月28日								
旧緊急時避難準備区域	平成24年12月31日								
市内の30km圏外	平成24年5月31日								
4 避難により病気が悪化し死亡したことの賠償	<p>和解事例No670 原発事故当時、南相馬市の病院に誤嚥性肺炎で入院していた高齢者が、平成23年5月に死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人に死亡慰謝料800万円が賠償された。</p> <p>原発事故により病院で不衛生な状況に置かれ、さらに転院のために長距離移動を余儀なくされたことから、肺炎が悪化して死亡したと認められた。</p> <p>解説 原発事故による避難により死亡した方については、その死亡による慰謝料(本人及び遺族の分)が賠償される可能性があります。賠償が認められるためには、死亡と原発事故との関連性が必要です。</p> <p>この事例では、不衛生な環境と、長距離移動等による病気の悪化という点から、死亡と原発事故との関連性を認めています。</p>								
	<p>和解事例No1164 原町区の自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人について、自宅の土地・建物分として約7,300万円、家財分として505万円が賠償された。</p> <p>特定避難勧奨地点に設定されたことにより、事実上自宅に居住できなかったとして、同地点の設定期間を踏まえて、自宅の土地・建物、家財の価値減少が一定程度認められた。</p> <p>解説 直接請求では、旧避難指示区域外(20km圏外)の財物は賠償されません(立木を除く)。この事例では、特定避難勧奨地点に指定された自宅の土地・建物、家財の財物賠償が認められました。近時の事例では、避難等によって管理ができなかった期間に応じて価値の減少割合が判断されています。</p>								
	<p>和解事例No1146 鹿島区(30km圏外)所在の申立人の自宅建物で、平成26年12月に除染のため実施した雨どいの掛替工事代金の一部約24万円が賠償された。</p> <p>和解事例 No1073 原町区(旧緊急時避難準備区域)にある屋敷林を、平成26年11月に除染のため伐採した費用の全額約46万円が賠償された。市による除染の実施状況、除染前後の放射線量や、小中学生の孫と同居していること等の事情が考慮された。</p> <p>解説 直接請求では、平成24年9月30日までに実施し、国の除染関係ガイドラインに定められた方法で行った作業しか賠償されません。これらの事例では、直接請求では認められない時期や方法の除染作業の費用が賠償されています。この他にも芝生撤去・植栽工事、生垣手入れ(No1228)や、屋根の葺き替え工事の費用(No1255)等が賠償された事例もあります。</p>								
	<p>和解事例No1280 原町区(旧緊急時避難準備区域)から避難し、平成24年3月に帰還した申立人について、平成24年9月分から平成26年3月分の食費増額分の約10万円が賠償された。除染の完了が平成26年3月だったことが考慮された。</p> <p>自治体による除染後も自宅の放射線量が高かったこと等を考慮し、自主的に実施した除染(芝の張替え)のための費用2万円も賠償された。</p> <p>解説 直接請求では生活費増額分は月10万円の慰謝料とは別に賠償されません。賠償対象となるのも避難で生じた費用だけです。</p> <p>この事例では、帰還後の生活費の増額分が賠償されています。避難で生じた費用でなくとも、除染作業の影響など原発事故のために余分にかかった費用は賠償の可能性があります。</p> <p>食費の他には、幼稚園の通園交通費の増額分が賠償された事例があります(No1206、1326)。</p>								
	<p>和解事例No1150 原町区(旧緊急時避難準備区域)で縫製業を営んでいた会社は、原発事故により操業を停止した。平成23年10月から規模を縮小して事業を再開したものの、平成27年3月に廃業した。この会社と代表者について、3年分の廃業損害1160万円と会社の本社兼工場の解体費用等の一部300万円が賠償された。</p> <p>主要取引先も原発事故の影響で廃業し、新しい固定の取引先が見つからなかったこと等から、原発事故と廃業との間に因果関係が認められた。</p> <p>解説 直接請求では、廃業に必要な費用や廃業後の逸失利益は賠償されません。</p> <p>この事例では、廃業により生じた建物の解体費用と廃業後3年分の逸失利益の賠償が認められています。</p> <p>廃業の原因の全てが原発事故にあるといえなくても、取引先の喪失で収益が回復しないなど、一定程度、原発事故が影響しているといえる事情があると賠償の可能性があります。</p>								